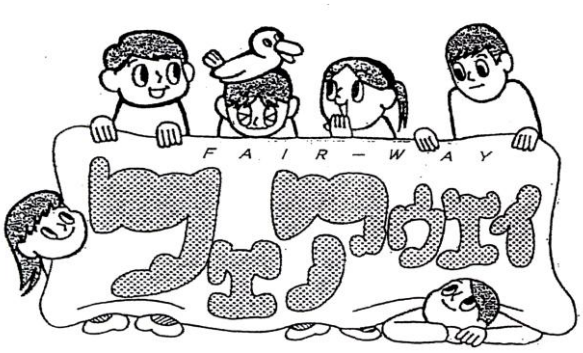


第１８６号
平成２７年１月　５日
千葉市青少年サポートセンター　発行
〒260-0013　千葉市中央区中央 4-13-10
千葉県教育会館４階
℡ 043-227-7830　Fax 043-227-2892

## 「時間の大切さ」

青少年サポートセンター
主任主事　渡邉　秀樹

以前勤務していた高校の生徒で、最後の授業に欠席したために、卒業を逃してしまった生徒がいました。本分の学業よりもアルバイトや学校外の友人との約束を優先した結果でした。一般的にアルバイトは、社会勉強になることから推奨されることもあります。しかし、学費や生活費のために働く大学生のそれとは異なり、高校生の場合、小遣い稼ぎの者も少なくありません。勤労の喜びや収入の喜びは、時として本分を見失うことにもなりかねません。

また、最近ではパソコンやスマートフォン、通信機能付きゲーム機などの普及により、学校以外の人間と容易に関係を持つことが可能となりました。良いこともある反面、様々なトラブル、事件・事故も発生しています。中学生や高校生にとっては、勉強の一助としての利用は便利で、正しい活用であれば非常に有益であると考えます。

しかし、夜、なかなか手放せず時間を費やすことで寝不足を理由に遅刻したり、通信相手とのトラブルで悩み登校できなかったりする話もしばしば耳にしました。これには、本人の自覚と家庭でのルール作りが大切であると考えます。

私たちは知らず知らずのうちに流されていることがあるのではないでしょうか。時間には限りがあります。今本当にすべきことを認識して、充実した学校生活を通じて確かな力を蓄えてほしいと思います。

## ☆不審者等情報について　≪平成２６年１１月中旬～平成２６年１２月中旬≫

| 区　分 | 発　生　日　時 | 場　所 | 内　　容 |
|---|---|---|---|
| 盗　撮 | １１月１５日(土)<br>午後４時３０分頃 | 若葉区<br>みつわ台 | 小学６年児童４名（男女各２名）が公園で遊んでいた際、男２名が団地の草かげから写真を撮っていた。男は、３０～４０歳位、黒色ダウンジャケットに帽子を着用。もう一人は、２０～３０歳位、１７０cm程度、短髪、青色トレーナーを着用。 |
| 追いかけ | １１月１７日(月)<br>午後４時５０分頃 | 中央区<br>大巌寺 | 小学６年男児４名が自転車で通行中、公園内にいた友人の名前を呼んだ際、近くのゴミステーションにいた男が大声をあげて追いかけてきた。男の詳細は不明。 |
| 暴　行 | １１月３０日(日)<br>午後４時頃 | 美浜区<br>幸町 | 小学１年男児が公園で遊んでいた際、声を掛けられ腕を引っ張ったり、唾を吐きかけられたりした。男は、水色の上着で短髪。 |
| 脅　し | １２月１１日(木)<br>午後５時頃 | 花見川区<br>花見川 | 小学３年男児が母親と買い物をして帰宅する際、本児が傘で路面を叩いていると、年配の男から強い口調で叱られた。母親が謝るが、本児に詰め寄り「お前のことなんだよ」と怒鳴った。 |

※　紙面の関係上、一部を掲載しております。詳細は、青少年サポートセンターホームページをご覧ください。

## ■自転車の交通事故を防止しましょう！　◇毎月１５日は「自転車安全の日」◇

千葉県警察が発表した、平成２６年度１０月末現在の千葉県内の交通事故死者数は１２９人で、前年同期比で１２名減少しています。その中で、子ども・若者の交通事故による死者数は１１名で、歩行中（５名）、二輪乗車中（４名）、四輪乗車中（２名）、自転車乗車中（０名）でした。しかし、パトロールをしていると子ども・若者の自転車の利用の仕方に怖さを感じる場面に多々遭遇します。自転車は車両です。交通ルールを守り、次代を担う子ども・若者の自転車事故を防止しましょう。

**自転車利用安全五則**

1.自転車は、車道が原則、歩道は例外
2.車道は、左側を通行
3.歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4.安全ルールを守る
　・飲酒運転、二人乗り、並進の禁止
　・夜間はライトの点灯・信号を守る
　・交差点での一時停止安全確認
5.子どもはヘルメット着用

**自転車運転者の遵守事項に関する主なルール（千葉県道路交通法施行細則第９条）**

・傘差し運転等禁止
・携帯電話等使用禁止
・ヘッドフォン等使用禁止

※「自転車安全利用五則」は、それぞれ異なる懲役や罰金の罰則が科せられます。
「自転車運転者の遵守事項に関する主なルール」には５万円以下の罰則が科せられます。

## ■「社会環境実態調査」並びに「千葉県青少年健全育成条例に基づく立ち入り調査」を実施しました！

千葉市青少年サポートセンターでは、毎年、千葉市青少年補導員連絡協議会と協力して、社会環境実態調査を行ってきましたが、今年度は、千葉県から権限の移譲を受け、「千葉県青少年育成条例に基づく立入調査」を併せて実施いたしました。（調査店舗は、下記表を参照）

調査の結果として、気になったことは、青少年の使用する携帯電話（スマホ）のフィルタリングがまだまだ普及していないことです。小学生が、８７．３％（昨年度９０．７％）、中学生が、７３．５％（昨年度６８．９％）、高校生は、４９．０％（昨年度５３．７％）となっており、小学生、高校生は、昨年度よりフィルタリングの率が下がっている状態です。携帯電話販売店の話を聴くと、保護者の意識の低さを指摘する意見が多くありました。また、現在は、携帯電話だけでなく、ゲーム機からもインターネットにつながる時代になっています。ゲーム機本体のパッケージ、取扱説明書、最初の設定画面にも保護者への警告メッセージが表示されておりますが、フィルタリングの内容を確認せずに子どもに手渡してしまうケースも多いとのことでした。インターネットからの情報をもとに、中学生が自動販売機に放火をしたり、高校生がオレオレ詐欺のお金の受け取り役をしたりと、青少年の非行にインターネットからの情報が直接関係しているケースが数多く見られるようになってきました。

フィルタリングをしていないインターネット利用が、青少年にとっていかに危険かを社会全体で認識していくことが緊急課題だと感じています。

調査結果はホームページに公開しますので、地域の青少年健全育成にお役立てください。

※「社会環境実態調査」の区別店舗種別集計表（数字は店舗数）

| 調査票 | 店舗種 | 中央区 | 花見川区 | 稲毛区 | 若葉区 | 緑区 | 美浜区 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 調査票A | コンビニ店 | 39 | 36 | 21 | 25 | 29 | 23 | 173 |
| | 書店 | 1 | 1 | 0 | 3 | 2 | 1 | 8 |
| | レンタルビデオ店 | 2 | 1 | 1 | 0 | 2 | 2 | 8 |
| | 雑貨店その他 | 2 | 1 | 3 | 3 | 3 | 3 | 15 |
| 調査票B | カラオケボックス店 | 7 | 1 | 7 | 4 | 2 | 2 | 23 |
| | マンガ喫茶・ネットカフェ | 1 | 0 | 1 | 2 | 1 | 1 | 6 |
| | 個室ビデオ店 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| | その他 | 1 | 1 | 2 | 0 | 0 | 1 | 5 |
| 調査票C | 携帯電話販売店 | 3 | 4 | 3 | 5 | 5 | 6 | 26 |
| | 合計 | 58 | 45 | 38 | 42 | 44 | 39 | 266 |

**＜１月の主な予定＞**

※市補連の活動は、「地域補導」です。

5日（月）：青少年サポートセンター開館
6日（火）：市小中特別支援学校授業開始日
12日（月）：千葉市成人を祝う会
14日（水）：千葉市中・特別支援学校生徒指導担当者連絡会　中高連携合同補導
18日（日）：千葉市子ども・若者総合相談センター［Link］中央開設日
23日（金）：千葉市青少年育成委員会会長会
31日（土）：千葉市青少年補導員連絡協議会
５０周年記念式典